

検索

検索ヘルプ

よくある質問

選んで探す

組織から探す

[トップページ](#) > [くらし](#) > [健康・医療・福祉](#) > [地域福祉（地域で自分らしく生活するための取組）](#) > [複合的な課題を抱えた方の支援](#) > [生活困窮者自立支援事業](#) > アイドルグループ「シンセカイヒーロー」が所属する株式会社クリーブラッツと連携協定を締結しました

アイドルグループ「シンセカイヒーロー」が所属する株式会社クリーブラッツと連携協定を締結しました

ページ番号：680956 2026年6月24日

アイドルグループ「シンセカイヒーロー」が所属する株式会社クリーブラッツと連携協定を締結しました

生活に困難を抱える若者の課題解決をめざすことを目的とした連携協定を締結しました

大阪市は、生活に困難を抱える若者の課題解決をめざすことを目的として、令和8年6月3日（水）に、道頓堀グリコサイン下にて屋外フリーライブを精力的に開催するなど、大阪を拠点に活動するアイドルグループ「シンセカイヒーロー」が所属する株式会社クリーブラッツと連携協定を締結しました。

本協定締結により、本市の若者の相談窓口や支援施策等の周知、啓発にご協力をいただけることになります。

協定の名称

大阪市と株式会社クリーブラッツとの若者支援に係る情報発信等に関する連携協定

協定の締結日

令和8年6月3日（水曜日）

協定の締結先

株式会社クリーブラッツ（広島県呉市青山町5番1号）



協定書

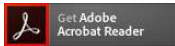
 [協定書\(PDF形式, 109.12KB\)](#)



[CC（クリエイティブコモンズ）ライセンス](#)  における[CC-BY4.0](#)  で提供いたします。

[オープンデータを探す](#)

[大阪市オープンデータポータルサイト](#)



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード（無償）](#) 

PDFファイルを閲覧できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード（無償）してください。

本市の若者の相談窓口や支援施策については、下記チラシデータをご覧ください。

チラシ

 [チラシ\(PDF形式, 358.84KB\)](#)



[CC（クリエイティブコモンズ）ライセンス](#)  における[CC-BY4.0](#)  で提供いたします。

[オープンデータを探す](#)

[大阪市オープンデータポータルサイト](#)



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード（無償）](#) 

PDFファイルを閲覧できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード（無償）してください。

本市にはお困りごとをお聞きする相談窓口があります。詳細は「[生活にお困りの方へ](#)」をご覧ください。

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



【アンケート】このページに対してご意見をお聞かせください

[入力欄を開く](#)

このページの作成者・問合せ先

大阪市 福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者自立支援グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）

電話：[06-6208-7959](tel:06-6208-7959)

ファックス：06-6202-0990

[メール送信フォーム](#)

大阪市と株式会社クリーブラッツとの
若者支援に係る情報発信等に関する連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社クリーブラッツ（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が次条で定める各連携事項において相互に協力し、様々な困難を抱える若者の課題解決をめざすことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1） 若者の相談窓口の情報発信に関すること
- （2） 若者の支援施策の情報発信に関すること
- （3） その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

（活動主体）

第3条 前条に規定する連携協力は甲乙が共同で行うものとし、乙側の主たる活動主体は、乙に所属するシンセカイヒーローとする。

- 2 シンセカイヒーローは、本協定に係る情報発信において、主として「大阪市若者支援つなぎ隊」の名称を用いる。

（協議事項）

第4条 連携協力の具体的な内容及びその成果の利用条件等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、甲及び乙が協議するものとする。

- 2 連携協力するにあたり必要な経費の負担については、各々の事業ごとに甲及び乙が協議するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より令和9年3月31日とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示しないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

- 2 この協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

令和8年6月3日

（甲） 大阪市北区中之島1－3－20

大 阪 市 長 横 山 英 幸

（乙） 広島県呉市青山町5－1

株式会社クリーブラッツ

代表取締役 池 田 正 流

困ったことはすぐに相談

住むところ、家族、仕事、学校・・・
聞かせてください！必要な支援につなげます！



18歳以上の方へ

まずは区役所にある
窓口にご相談ください



住まいにお困りの方へは
大阪市が市内に一時的な
住まい(個室)を用意！

イメージ

家賃不要(無料)
食事提供(無料)
Wi-Fi・家電・家具付き

相談窓口へご相談の上、相談支援員が
必要と判断した場合にご案内いたします

18歳未満の方へ

LINEで気軽に相談してみませんか？

専門の相談員が対応！
匿名で相談可能！
秘密は必ず守ります！



ひとりで悩まず気軽にご相談ください

15歳～39歳の方へ

「働く」ことや次の「進路」に
不安を感じたらご相談ください

大阪市若者自立支援事業

コネクションズおおさか



保護者の方も相談出来ます



City of Osaka

大阪市

福祉局生活福祉部自立支援課
こども青少年局子育て支援部管理課
こども青少年局企画部 青少年課



大阪市若者支援つなぎ隊

HINSEKAI
HERO